

戦国楚の政権構造

——戦国世族を中心に——

大澤 直人

序言

これまで春秋史研究に関しては『春秋』三傳があり、それによつて魯を中心とした中原諸国の動向を把握することが可能であるが、一方の戦国史研究に関しては『史記』の秦についての記述に基づくイメージでもつて戦国史は捉えられてきた。従来の戦国史は秦が統一国家となる過程として戦国史を捉えようとするものであり、六国は秦との対比によつて記述されてきた。そのため六国については秦との戦争や外交等の事件をのぞいて、国内の状況に関する記述は極めて少ない。結局、秦が戦国時代に終止符をうち統一国家を形成したわけであるが、戦国秦のイメージでもつて六国を説明することは果たして妥当といえるのであろうか。これまで戦国秦以外の諸侯国についての研究に関しては文献資料にみえる記述の少なさといった制約のために甚だ不十分な結果しか得られていない。これは戦国時代を通史的に扱っている資料が『史記』のみであり、『史記』の描く戦国期のイメージをもつて戦国史を理解せざるを得ないという点によるものである。『史記』が戦国期を記述するために用いた材料が主に秦系資料に基

づくために六国についても以上のようなイメージをもつて語らざるをえないのである。楚についても春秋期については様々な角度からの研究によって一応の展望が示されたが、戦国期に関しては『戦國策』をはじめ諸子などの文献に記述はあるが、その資料の絶対的不足から春秋期ほどの展望を得るには至っていない。

しかしながら、一九七〇年代以降、戦国楚墓の発掘によって多数の出土資料が発見され、戦国史を同時代的に把握することが可能となってきた。これらは『史記』や『戦國策』といった文献を補う一次資料であり、戦国楚の実態を解明するうえで有用な材料に成りうるものである。今回は曾侯乙墓、包山楚墓より発見された資料を用いて戦国楚の政權構造を解明していく。なお曾侯乙墓については楚王鐘の紀年、また包山楚墓については竹簡中の大事紀年により埋葬された年代を知ることができる。それによるとこれらの埋葬年代は曾侯乙墓が前四三三年、包山楚墓は前三一六年を下限とするもので、前者は戦国前期、後者は戦国中期の楚の状況を知りうる資料である。本稿の目的は戦国楚の政權の変化、特に戦国世族（昭・景・屈氏）と国君との関係について考察を加えていくことである。

戦国世族は戦国期を通じて果たした役割から三期に区分することができる。すなわち吳起改革を契機として政權に登場する前期、そして彼らが政權内で重きをなす中期、最後はその名が見られなくなる後期の三期である。具体的には戦国世族が登場するのは宣王期（前三六九〜前三四〇）以降であり（巻末の表を参照）、本稿では宣王期以前までを前期とし、中期を戦国世族が政權に頻繁に現れるようになる宣王より頃襄王（前二九八〜前二六三）まで、後期は戦国世族の名が政權内に見られなくなる考烈王（前二六二〜前二三八）より滅国までとし、各時期における戦国楚の状況より、戦国世族が果たした役割について明らかにすることが本稿の目的であり、そのための方法として以下の作業を行うこととする。

まず第一章では、戦国楚において戦国世族が果たした役割について考察を行う。第二章では、視点を変えて戦国

世族の登場の契機を呉起の改革にあることを明らかにする。最後に第三章では、遷都以降戦国世族が見えなくなる原因を国君専権の視点より考察し、戦国楚を通じて戦国世族の立場について整理する。以上の作業により戦国楚を通時的に展望するための一つの視点が獲得されるものと考ええる。

第一章 戦国世族

一 戦国世族昭氏の系譜

春秋期の楚については多くの先行研究によって一応の展望が示されている。吉本道雅氏は春秋楚の国制の推移を若敖氏による世族支配体制→公子層による政權→靈王による国君専権の試みとする展望をしめした。^④ここでは戦国世族出現の前段階として戦国前期の楚の状況について考察していく。

一九八六年に湖北省荊沙地方の戦国中期の楚墓である包山二号墓より大量の竹簡が出土した。この資料（以下、包山楚簡と簡稱）は、その内容より集箸・集箸言・受期・足獄・卜筮祭祷記録・遺策の六つに分けられ、その中でも「卜筮祭祷記録」からは墓主である邵（昭）施の系譜を追うことが可能であり、昭氏が世族化するまでの過程について情報を我々に与えてくれる。そもそも卜筮祭祷記録とは戦国楚において封君や世族が向こう一年間の安危について占い、何らかの不祥が認められた場合、それを祓うための對抗儀礼案や祖先祭祷案を示した記録、および祭祷の

実施記録を含む竹簡群のことである。包山楚簡でも墓主である邵(昭)侑は自分の祖先に対して祭禱を行っており、その中で邵(邵)王を自身の先祖として祀っている。また邵(昭)侑は、邵(昭)王以外にも文坪夜君子良、邵公子春、司馬子音、蔡公子冢までを祭祀の対象としており、彼らは邵(昭)侑の直系の祖先であると考えられる。^⑧これを図にすると以下のようになる。

邵(昭)王——坪夜君子良——邵公子春——司馬子音——蔡公子冢——左尹邵侑

この中で邵(昭)侑の直系の祖先である坪夜君については、近年、河南省東南部で発掘された新蔡葛陵楚墓の平夜君成楚墓より出土した竹簡の中にも「文坪夜君子良」とあることからその名前を知ることができる。^⑦邵侑の系譜からは坪夜君子良は昭王に次いで記されているため、昭王かそれ以降の人物であるとわかる。また『春秋左氏傳』哀公十七年(前四七六)にも

王と葉公枚にて子良を卜し、以て令尹と爲さんとす。沈尹朱曰く、吉なり。其の志を過ぐと。葉公曰く、王子をして国に相たり。過將に何をか爲さん。他日改めて子国を卜し、而して令尹と爲さしむ。

とその名をみることができ。哀公十七年は楚では惠王十一年のことであり、この内容からは子良が王子(公子)であり、また令尹(楚における宰相職)となるのに満足な年齢であつたことが分かる。惠王十一年に公子であつたとすれば、子良は先王である昭王もしくは惠王の子のいずれかであつたことになる。惠王十一年の段階で令尹になる

のに問題ない年齢であったことから考えると彼は昭王の公子であり恵王の兄弟であったと考えられる。なぜならば、仮に子良を恵王の公子であったとすると、昭王が即位時に幼年であった点や、昭王の治世が二十七年であった点を考慮すると、恵王もまた即位時さほどの年齢であったとは思われない上に恵王の子である子良もまた十一年の時点で令尹として国政を運営するに足る年齢であったとは考えられないからである。子良を昭王の公子とする点については包山楚簡の中で子良が昭王の次に祀られており、恵王の名が見られないことから明らかである。また坪夜君については曾侯乙墓出土の竹簡に「坪夜君」の名を見ることができる。曾侯である乙が埋葬されたのが楚王鐘の紀年より前四三三年頃のことであるとされ、これは恵王の五十六年にあたる。恵王五十六年の段階で坪夜君の名が見えるということから子良は少なくとも恵王期には坪夜君として封君されていたということがわかる。従って子良は昭王の公子であり、恵王期に封君されており、また子良の子である郢公子春は昭王の公孫という立場であることが確認される。宣王期の令尹である昭奚恤が既に昭氏として登場することから宣王期（前三六九〜前三二九）までには昭氏を称していたと考えられる。

二 戦国世族景氏の世族化

前節では戦国世族の昭氏についてその出自と登場までの流れをみてきたが、もう一つの戦国世族である景氏について世族化までの流れをみていく。^⑧

景氏は平王（前五二八〜前五一六）に出自する世族である。平王とそれに続く昭王の時期には呉の隆盛によつて対

外的に緊張し、そのため政權は不安定なものであった。實際、昭王十年（前五〇六）には吳軍によって郢が攻略され、昭王も逃亡を余儀なくされている。^①のちに平王の子であり、昭王の兄である公子申（子西）が令尹として政權の再建を行うことになる。^②昭王が死に際して、公子申・公子結・公子閭に王位の繼承を命じたことは、^③当時の楚の国情において昭王の兄弟を国君に擁立することで、個人的に指導力を有する国君の資質によって危機に対応しようとするのが最善であると判断されたのであろう。

結果的に、公子申らは昭王の子である公子章（惠王）を立て政權の安定を図ろうとした。それゆえに惠王即位当初は依然として公子申・公子結が令尹・司馬をつとめる公子群政權であったが、こうした公子による政權は不安定なものであり、継承争いを引き起こす危険性を秘めていた。

公子群政權は当面の政治的危機に対しては対応できるものの長期的には安定性を欠くものであった。そのため、惠王期には公子群政權の不安定性を克服しようとする動きがみられるようになる。そして、白公勝の乱によって公子申や公子結といった平王の公子たちは殺害されてしまうが、この乱を鎮圧した葉公子高（沈諸筮）によって公子結の子である公孫寧・公孫寛が令尹・司馬に推され、平王の公子から公孫へと政權内における地位の世襲が認められるのである。^④

公子群政權では、そもそも公孫の政權への参加は春秋期の若敖氏による政權以降は確認できない。春秋期において若敖氏による世族化は政權の独占を引き起こし、最終的には国君に対立しうるだけの権力を保持させることになった。^⑤その反省から、公子の世族化し政權内の地位を世襲することを抑制してきたのであるが、それは一方で政權を不安定なものにさせることになったのである。

公孫による地位の世襲は、楚の国内において平王の公孫の世族化を政權安定のために必要であると考えられてい

たことを意味する。結局、政權安定を維持するためには特定の家系の連続性によるほかになかったということである。戦国中期の宣王以降、戦国世族として政權に登場するようになるが、惠王の五十七年におよぶ長期の治世は昭氏や景氏が世族となるために十分な時間を与えることになったのであろう。

三 懷王期の戦国世族の政權における位置

戦国世族が活躍した懷王期は、政權にあつて彼らが重きをなした時期でもあつたが、一方で包山楚簡からは既に世族に対する官僚制的な統治機構への組み込みも見ることができ、具体的には、包山楚簡中の邵旽自身が左尹といういわば中央の官職に就いていることから明らかである。包山楚簡では邵旽は様々な事例において司法權を行使しているが、それはあくまで左尹なる職が持つ權限によつてであり、彼個人もしくは彼の家系の有してきた權限によるものではない。邵旽の祭祀記録を見る限り彼の家系が左尹を世襲したとする事實は認められず、従つてこれは邵旽の持つ權限がその家系が有していたものによつてではなく、国君によつて左尹に任じられたことにより与えられたものであつたということを示すものである。

またこのような事例は同じ昭氏である昭陽の場合においても同様のことと言える。昭陽は先の邵旽と同時期的人物であり、包山楚簡や鄂君啓節の大事紀年の中で大司馬としてその名を見ることができ、^⑧『戦國策』齊策二に

昭陽、楚の爲に魏を伐ち、軍を覆し將を殺し八城を得、兵を移して齊を攻めんとす。陳軫、齊王の爲に使し、

昭陽に見え、再拜して戰勝を賀し、起ちて問うに、楚の法、軍を覆し將を殺さば、其の官爵は何ぞやと。昭陽曰く、官は上柱國と爲り、爵は上執珪と爲ると。陳軫曰く、異に此よりも貴き者は何ぞやと。曰く、唯だ令尹あるのみと。陳軫曰く、令尹は貴し。王兩令尹を置く非ざるなり。(中略)今、君、楚に相たりて魏を攻め、軍を破り將を殺し八城を得て、兵を弱めず、齊を攻めんと欲す。齊の公を畏ること甚だし。公是を以て名を爲すに足れり、官の上に、重ふ可きに非ざるなり。戰ひて勝たざる無くして止るを知らざる者は、身且に死せんとし、爵且に後に歸せんとす。猶ほ蛇足を爲すがごときなりと。昭陽、以て然りと爲し、軍を解きて去る。

とあり、ここでは彼が魏を攻め、更に齊を攻めんとした際、陳軫との對話の中で自分と官爵との關係について触れている。これによると陳軫は昭陽に対してたとえこれ以上功績を挙げたとしても令尹以上の官職は与えられないと述べている。ここからは昭陽が「楚之法」により制度化された官爵によつて規定される存在となっており、世族といえども官僚制度による規定を免れ得ず、むしろ法制度内の規定によつて権限を持ち得るということを意味するのである。昭陽の事例は、世族という身分・家系による關係以上に彼個人の功績によつて官爵が規定されるようになったということを示すものである。もちろん『戰國策』のもつ説話的側面について無批判に用いることはできず、ここで昭陽と陳軫との對話が史実であるか否かを明らかにすることはできない。このことは統治機構が先のような戦国世族も規定する法を整備するまでに強化されたことを示しており、官僚制的統治機構の存在を裏付けけるものとなるのである。しかしながら、この説話が説得力を持つためには当時の状況にある程度反映したものでなければならぬ。この説話においても楚における官爵の法規定は当時の状況を反映した内容であると考えられるのである。

邵旿や昭陽の事例などは、懷王期にこのような統治機構に基づいた国君専権へと発展する要素を有していたことを示唆するものである。懷王期には戦国世族である昭・景・屈氏の名もまた政權内に頻見される一方で、邵旿や昭陽の事例に見られるように世族を官僚制的に統治機構の中に組み込もうとする動きも見られるようになる。つまりは懷王期やそれに続く頃襄王期などは戦国世族による政權安定から世族の存在なくとも安定性を維持することができようになるまでの過渡期であつたといえよう。邵旿及び昭陽は共に世族と呼び得る存在であるが、一方で、彼らの事例から懷王期には既に官爵を規定した法が成立していたことを示すものであつた。このことは世族が「楚之法」によつて官職に規定される存在として官僚制的に統治機構の中に位置づけられるようになることを意味する。世族の存在は楚において国君専権を構築する際の一時的なもの、すなわち過渡的な存在であつたと言う事が可能となろう。それゆえ統治機構が整備され、世族の存在がなくなるとも政權が安定を維持することが可能になると、世族はその役割を失い、表舞台から消えていくことになつたのである。

第二章 戦国世族登場と吳起改革

一 戦国世族登場の要因

惠王以前は、靈王の国君専権への志向とその失敗、平王・昭王期の対外的圧迫を克服し、惠王期に到つて公子・

公孫が政權を担当することで政權の安定を図った時期である。⑧ 惠王期以前は楚においては国君と公子とが主要な政權構成要素であつたが、公子による政權運営は特定勢力の政權独占を防ぐかわりに、一代ないしは二代という極めて短い期間しか安定できないという欠点を抱えていた。惠王期に至ると公孫が要職に任ぜられるようになり、先の欠点すなわち政權の不安定性を克服しようとした。⑨ 惠王の在位年数が五十七年と他の国君に較べて長期にわたつていたこともあり、彼の治世によつて特に惠王の公子および公孫の権力に一定の安定と伸張とをもたらすこととなつた。つまり惠王の長期にわたる治世が戦国世族の萌芽となつたのであらう。

公子による政權運営は多分に国君と關係しており、統治機構が未発達である時期にあつては国君交代期に混亂を引き起こす可能性が大きかつた。吳起殺害などは国君死後の政權の不安定性を証明するものと言える。このような欠点を解消する爲に、一時的ではなく国君交代を含み何代にもわたつて長期的に政權に影響を及ぼすような存在が必要とされるようになり、そのために登場したのが昭・景・屈の同姓分族である。惠王より宣王までの期間は世族登場までの過渡期であり、世族の登場によつてようやく政權の安定を確保することができるようになつたのである。

しかしながら同じ世族といつても昭・景・屈の戦国世族は、春秋期の若敖氏とはその性格を異にする。楚においては春秋世族・戦国世族ともに複数家系を包括した氏族という意味では同じであるが、両者の間に決定的に異なる点もみられる。すなわち春秋世族であつた若敖氏の場合にみられたような政權独占が戦国世族たる昭・景・屈氏にはみられないという点である。若敖氏による政權独占は他の支配層の不滿を増大させ、国君と若敖氏の対立は内乱という形で楚国内に混亂をもたらす結果となつた。つまり特定氏族の政權独占が政權の安定という点において有益ではないとする反省から、戦国世族の場合においては彼ら以外の氏族や王族が政權に参与し特定氏族の政權独占を予防するようになったのである。⑩

戦国世族が活躍するようになるのは戦国中期の宣王以降のことであるが、この頃の楚においては肅王による呉起の令尹任命のような国君専権による恣意的な人材登用の試みもみられ、春秋世族と戦国世族の間では世族のもつ役割も変わってきたといえる。このことは世族による秩序維持とともに国君との個人的な関係、言い換えれば国君の恣意性がそこに存在しているということの意味している。国君の恣意性の存在という点が、春秋世族たる若敖氏と昭・景・屈氏との世族としての性格の大きく異なる点である。一方において、国君の恣意性を可能ならしめた背景には昭・景・屈氏による長期的な政權の安定に拠るところが大きい。

しかしながら頃襄王期になると「長子頃襄王立ち、其の弟子蘭を以て令尹と爲す。」（『史記』巻八四 屈原賈生列傳）と戦国世族との決別が見られるようになる。子蘭の令尹登用には「楚人既に子蘭を咎るに懷王に秦に入るを勸め反らざるを以てするなり。」（『史記』巻八四 屈原賈生列傳）と楚人が懷王が秦に勾留された原因を子蘭にあるとして非難するにも関わらず、頃襄王は彼を令尹へと登用している。また『戦國策』楚策四において

君王、州侯を左にし、夏侯を右にし、鄢陵君と壽陵君を輦從し、淫逸侈靡を専らにして、国政を顧みず。郢都必ず危ふからん。

と頃襄王に対して莊辛が諫言しているが、この四人もまた頃襄王によつて登用された人物であり、国君のより恣意性の及ぶ近臣であつたと考えられる。このような事例は、政權運営に頃襄王がより恣意的な人材、身内や近臣といった人物で占めようとする国君専権への試みといえる。

戦国世族たる昭・景・屈氏は『史記』六国年表の考烈王十六年（前二四七）の「柱国景伯死す。」の記述以降その

名が見えなくなる。考烈王期は戦国末期にあたり、これ以降に昭・景・屈氏の名が見えなくなるのは楚国の政權構成に何らかの変化があったことを示唆する。つまり、対外的・軍事的緊張によつて楚国内における支配層が結集し、その結果として国君にその権力を一元化しようとする試み始めたものと考えられる。

戦国世族たる昭・景・屈の三氏が登場するのは宣王期以降のことであるが、それ以前の肅王による吳起の登用の事例はこの時期の政權構成が未だ確定されておらず、甚だ安定性を欠くものであったことを示す。春秋戦国を通じて外国人が令尹に就任した事例は文王期の彭仲爽、肅王期の吳起の他には見られない。

彭仲爽は「彭仲爽、申俘也。文王以爲令尹。」（『左傳』哀公十七年）とあるようにもと申の俘虜であり、文王によつて令尹に登用されている。文王は他にも申国出身の申侯を寵愛するなど申との關係について眼を引くが、これは国君による恣意的な人材登用に他ならない。彭仲爽の最後は明らかではないが、彼に登用した文王が郢に入ることを拒否されるという異常事態の中で死を迎えたこと^②については注目する必要がある。齋藤（安倍）道子氏は文王の尋常ならざる状況下で死を迎えていることから、文王は春秋世族と対立關係にあつたとしている。そもそも文王の彭仲爽登用は国君権力の強化を目的とするものであり、肅王による吳起の登用についても国君に権力を集中させることが目的であつた。吳起による改革は国君に権力を集めることで政權の安定を企図したものであり、抑制を図らねばならないほど権力が分散していたということでもある。国君権力強化を目的とする恣意的な登用は既存の政權担当者たる世族や王族との対立を引き起こし、当時の政權が甚だ不安定なものとならざるを得なかつたのである。

吳起の改革は、肅王が「之を行うこと期年にして薨」じたために完遂せず、吳起自身も「宗室大臣」（『史記』卷六十五 孫子吳起列傳）によつて殺害されてしまう。『韓非子』和氏篇では「楚は吳起を用いずして削亂す」として吳

起の改革は効果を爲さなかったとしているが、『史記』卷六十五 孫子吳起列傳には「乃ち令尹をして盡く起を射て并せて王の尸に中つる者を誅せしむ。起を射るに坐して宗を夷し死する者、七十餘家。」とあり、「宗室大臣」側にもこの事件によつて権力の後退があつたものと考えられる。次いで立つた宣王期に戦国世族の台頭が見られるだけに、肅王死後の混乱が彼らの台頭の契機になったのであろう。では何故、彼らが台頭してきたのであろうか。

このことについては、彼らと国君との血縁の距離という点にその理由を求めることができよう。それまでの政権にあつては、公子圍の郟敖殺害（郟敖四年）、公子子比・弃疾による靈王殺害（靈王十二年）、などの事件に見られるように彼らの立場は国君との血縁の距離が近すぎるために国君に取つて代わるだけの正統性を有するという危険性があつた。また国君即位に際しても昭王や惠王即位の経過を見る限り、兄弟による相続の可能性を示すものである。特に惠王即位に際して昭王が公子申（子西）・公子結（子期）・公子闔へと王位を譲らうとしたことなどは当時の状況を考慮する必要があるとはいへ、公子にも王位継承権があつたことを窺わせる。

それに対して、戦国世族の場合は、頃襄王即位に際して昭雎が長子相続の原則によつて太子横（頃襄王）を即位させた事例などは先の惠王との場合と異なる。ここでは昭雎は国君決定に関して発言するだけの権力を有しているが、注目すべきは太子をもつて国君に即位すべきであると発言した点であらう。惠王以降の相続関係をみていくと基本的に父子相続であり、宣王のように先王に子がない場合にのみ兄弟に相続されており、惠王以降は王権の父子相続という規則性が確立したものと考えられる。換言するならば、国君の機構化によつて国君の資質によらずとも政権の安定を獲得できるまでになったといふことである。政権の長期的安定には、同姓ではあるが国君と一定の血縁の距離をもつ昭・景・屈三氏の存在は適材であつたといえる。昭・景・屈氏が国君によつて政権参与を保障され、一方の国君にしても彼らの存在が国君の地位の安定を保証することで自らの恣意性を保持しえたという相互関係に

あつたものと思われる。

二 戦国前期（肅王、宣王）

『韓非子』和氏篇、『呂氏春秋』貴卒篇、『史記』孫子吳起列傳、范雎蔡澤列傳には国君に対する存在として「大臣」「封君」「百吏」「貴人」「公族」「貴戚」「宗室大臣」の名が見える。彼らは国君との血縁的關係に基づく存在であり、中央にあつて独自の権力を有していた。『韓非子』和氏篇で吳起が戦国前期の楚の国情を

大臣太だ重く、封君太だ衆し、此くの若くんば則ち上は主に偏り下は民を虐ぐ、此れ貧国弱兵の道なり。

であるとし、彼らの権力を抑制するために改革の必要性を説いたのである。吳起の変法改革はこれら大臣及び封君を対象としたもので、彼らの有する権限を国君のもとに集中させようとするものであつた。『韓非子』和氏には吳起の行つた改革が「封君の子孫は三世にして爵祿を収め」させ、また「公族の疏遠なる者を廃」（『史記』孫子吳起列傳）すること、（世襲）封君、公族の権力を抑制し、「百吏の祿秩を絶滅し、不急の校官を損し、以て選練の士を奉ぜ」させることで統治機構を整理し、国君に権力を集中させようとするものであつた。

この改革は「大臣」や「封君」権力の抑制を意味していた。吳起が改革半ばにして殺害されたことは既に述べたことであるが、次いで立つた宣王期に戦国世族の台頭が見られることから、肅王死後の混乱が「宗室大臣」に対して

権力後退を引き起こす結果となった。権力の後退という点に関しては、封君の場合も「宗室大臣」と同様の状況にあった。『呂氏春秋』上德篇に

荊王薨じ、群臣起を攻め、喪所に兵す。陽城君焉と與にし、荊之を罪す。陽城君走りて、荊其の國を收む

とあり、陽城君は群臣側に加担し吳起を攻めたために國を追われ封地を没収されている。そもそも吳起の改革が、封君の既存權益を削減することが目的であつたために、他の封君に関しても陽城君と同様に「宗室大臣」側に属したと考えられ、陽城君が國を追われたように他の封君に関しても何らかの不利を被ることになったと考えられよう。以上の如き結果、戦国中期（宣王期）以降『韓非子』のいう「大臣」「封君」のもつていた權益が國君に集まり國君による專權が志向されていくようになるのである。包山楚簡に見える懷王期の封君が限られた權限しか持ちえず、中央の管轄下に置かれることとなったのもそれだけ國君に權力が集中した結果であるといえる。^③

以上のように戦国前期の段階において楚は中央では公族を主とする大臣勢力、地方においては公および封君が重きをなしており、これが吳起改革以降國君に權力が集中していく過程であるといえる。戦国期に出現する割拠的な封君は、楚の対外進出にあわせて辺境拠点に配置されていったものであると考えられる。しかしながら、封君の存在は國君專權への志向とは相容れないために、吳起の變革を契機にして両者の対立が顕在化し、以降は封君の持つ權限は縮小していったのである。そして封君が有していた權限は國君に集中していき、懷王期に見られるような國家の統制下に置かれるまでに變化していったのである。

第三章 戦国世族の政權からの消滅と国君専權の完成——戦国後期

一 戦国後期の封君——春申君黄歇

ここでは戦国後期になると戦国世族がどのように変化していったのかについて見ていきたいと思う。戦国中期には政權に重きをなしていた世族が郢陥落以降になると政權より姿を消してしまふ。このことは遷都以降、楚国内において政治的に何らかの変化が起こったことを示唆するものである。考烈王期（前二六二—前二三八）になると、世族にかわつて黄歇が重きをなすようになる。それゆえにここでは春申君黄歇の存在を明らかにすることで、戦国世族が政權より姿を消していった背景について考察していこうと思う。

楚は前二七六年の郢陥落以降、陳城（頃襄王二十一年）^③、鉅陽（考烈王十年）^④、壽春（考烈王十六年）^⑤と東方へと都を遷し勢力を保とうとした。実際、西方の秦に対しては劣勢であつたが、東方においては魯の滅国のように積極的な勢力を拡大していくことになる。

このような時期の楚を見ていく上で、黄歇の存在を無視することはできない。彼は「游學博聞」によつて頃襄王に仕え、頃襄王の死後、太子完を考烈王として即位させることに尽力しその功績によつて即位と同時に令尹に任命された。その際に「淮北地十二縣」を賜わり、春申君と号するようになった。縣については注意する必要があるが、少なくとも包山楚簡に見える懷王期の封君に比べ黄歇の封土は非常に広大なものであり、懷王期の封君とはその性格を異としているといえるであろう。彼の封地である「淮北地十二縣」は齊と接するために、のちに彼は江東へと

封地を遷している。^⑧ここで注目すべきは、封地換えの件を提案したのが黄歇自身であり、これが考烈王によって承認されている点である。このことは黄歇の持つ権力が当時において強大であったことを示すものであろう。『史記』卷七十六 春申君列傳の

君楚に相たること二十餘年、名は相國と雖ども、實は楚王なり。

なる記述からは彼が当時絶大な権力を有していたことがわかる。このことは、彼にそれだけの権力を付与しうる国君の存在を示すものであり、国君がより恣意的に人材を登用することが可能となったということでもある。その背景には国君に恣意的な人材登用を可能にするだけの権力の集中があつたといえよう。

黄歇の事例にしてみても彼は国君との個人的関係——ここでは考烈王即位における功績——によって令尹に登用され、また春申君に封ぜられている。彼は二十五年の長きにわたつて令尹職にあつたが、考烈王の死後、李園のために殺害されてしまう。李園は彼の妹が産んだ子が考烈王の太子となるに及んで用いられるようになった。^⑨さらに黄歇を殺害したのち、太子は楚王（幽王）として即位した。馬王堆漢墓より出土した「戦國縱横家書」には李園と秦将辛梧との説話がみえ、そこからは幽王期に李園が権力を掌握していたことを窺わせる。^⑩しかしながら、趙人であつた李園が権力を握ることができたのは、妹が考烈王の太子を生んだことによつてであつた。

このことから黄歇・李園は共に時の国君との個人的関係によつて権力を握ることができたことがわかる。彼らのような存在を戦国中期以前に見ることはできない。肅王期の令尹であつた呉起ももとは魏人であり、国君の恣意的人材登用の事例といえるが、呉起の登用はそもそも国君への権力の集中を目的とする改革を行わせるため

あり、彼のような外国人がいきなり令尹に任命されるということはそれだけこの時期の政權構成が確定されておらず、甚だ安定性を欠くものであったということの意味している。その不安定性を克服するために吳起は改革を行ったのであり、その結果として戦国世族があらわれるようになるのである。

しかし、戦国中期の段階で政權に重きをなしてきた戦国世族は『史記』卷十五 六國年表の考烈王十年「柱國景伯死す。」以降その名を確認することはできず、代わつて黄歇や李園といった人物が台頭してくるようになる。戦国世族はその出自をそれぞれ国君にたどることができ、黄歇や李園などはその出自が不明であり、李園などはそもそも外国人であった。それだけに黄歇や李園などが権力の正当性を獲得するためにはその正当性を自身と国君との関係において求めざるを得なかったのである。戦国後期に昭戦国世族の名が見えなくなるのは楚の政權に何らかの変化があつたことを示すものであり、彼らが政治の表舞台から姿を消していった背景には楚における国君の恣意性の強化によるところが大きい。

しかしそれでも「貴族楚の昭・屈・景・婁、齊の田氏を關中に徙す。」（『史記』卷八 高祖本紀）、「夫れ諸侯初て起る時、齊の諸田、楚の昭・屈・景に非ずして、能く興る莫し。」（『史記』卷九十九 劉敬列傳）と少なくとも漢代初頭まで昭・景・屈の三氏は楚にあつて大族であつた。確かに昭・景・屈氏の名が政權内に登場することはなくなるが、地方においてまでそうであつたと断言することはできない。政權からは名前は見えなくなるが、春秋世族であつた若敖氏が最終的には国君と対立し討滅された事例とは異なり、戦国世族が国君と対立したとする事例は確認できない。このことは若敖氏が国君と対立しうるだけの権力を有していたのに対して、戦国世族の場合は対立しうるだけの権力を持ち得えなかつたためであらう。

二 国君専権の完成

懷王期の政治動向を見てみると、前三二二年には昭陽が魏を攻めこれを襄陵において破り、八邑を得ている。^⑧ またこの時期は、魏・齊・秦などの諸国が王号を称し、合従・連横が激しくなる時代でもあった。この中で、秦・齊が強国となり、楚はこの両国との外交で苦慮している。その結果、前三二二年（懷王十七）には秦と断交して丹陽で戦い漢中を失っており、また韓・魏に鄧まで攻め込まれている。そして前三〇五年（懷王二十五）に齊と断交して秦と結び、翌年に秦王と黄棘で会盟したが、秦はこの時楚に上庸を割譲している。^⑨ さらに秦に欺かれて前三〇一年（懷王二十八）秦・齊・韓・魏に攻撃され重丘を失い、^⑩ 前二九九年（懷王三〇）には懷王自身が武關で捕らえられ秦の咸陽で客死している。^⑪ このように懷王期では、秦・三晉・齊との諸国と交戦し、初めは領域を広げていたが、のちになるとむしろ攻め込まれることになり、多くの領土を失っている。

次いで立つた頃襄王期においても、西方の秦による対外的圧力は変わらず、楚の進出の方向を東方である齊へと転じて前二八四年には淮北の地を獲得し淮水流域に勢力を拡大していく。^⑫ しかしながら連年による秦の攻撃により前二七八年（頃襄王二二）に鄧が陥落し、陳城への遷都を余儀なくされた。^⑬

このような対外的な圧迫と敗戦による領土の喪失は、国内において政治的矛盾を引き起こすことになったと考えられる。国内では頃襄王の近臣登用や莊驕による暴動や昭奇による乱などによって混乱し、対外関係においても懷王と張儀の説話に見られるような外交上の失策や度重なる敗戦によって従来までの政權に動揺が見られるようになった。頃襄王二十一年の鄧陥落を起因とする東方陳城への遷都が従来の国制を一新し、国君に権力を集中させることとなった。鄧陥落の二年後、頃襄王二十三年には

襄王乃ち東地の兵を收め、十餘萬を得。復た西のかた秦抜く所の我が江旁十五邑を取りて以て郡と爲し、秦を距ぐ。〔史記〕卷四〇 楚世家

のように国境付近は郡という形で中央の直轄領として支配することで秦に対応しようとした。黄歇が

淮北の地は齊に邊し、其の事急なれば、請うらくに以て郡と爲すこと便なりと。〔史記〕卷七十八 春申君列傳

の事例でも自身の封地は齊と接する国境であるために淮北十二縣を郡としてとするよう進言している。結局、黄歇は淮北より江東へ封地を移しており、淮北十二縣についても恐らくは進言通り郡として中央の直接支配地としたのであろう。このことは対外的危機に対して権力を国君へと集中させ、このような事態に対応しようとしたものであると考えられる。

郡の設置の主たる目的は防辺にあり、楊寬氏は郡を防辺のための軍事組織であり、国君によつて集中統治されたとした。^⑧江旁十五邑を郡としたのは秦に対する防衛のために設置されたものであると推測される。さらに春申君の淮北十二縣についても「淮北の地は齊に邊し」とあるように防辺のための設置であつた。戦国中期にみられた戦国世族の活躍がみられなくなることとあわせて、国君への権力の集中を想定させるものである。

この結果、楚において国君専権が完成し、考烈王期に令尹となり淮北に封君された春申君の存在などは国君権力の強さを示すものであり、彼が広大な領域を封地として与えられたのはそれだけ国君が権力を掌握していたということを示唆するものとなる。戦国中期の包山楚簡に見たような封君も、楚の東方への遷都と国境付近の郡設置に伴

う再整備によってほとんどがその基盤を失うことになったものと考えられる。戦国世族に関しても、考烈王以降、政權に彼らの名前を見なくなることから、遷都による東方への重心の移動が戦国世族に対して何らかの打撃を与えたものと推測され、その結果、政權内での彼らの権力が低下し表舞台から姿を消していくことになったのである。封君や戦国世族の勢力が後退したことで国君の権力はより強化されたものと考えられる。

結 語

以上、戦国世族の存在から戦国楚の政權について考察した結果、権力の集中の程度によって三段階に区分することが可能となった。すなわち、第一期（戦国前期）の恵王期に始まる地方にあつて割拠的な公及び封君による体制であり、この時期では中央においては大臣が、地方にあつては割拠的な封君がおり、国君の権力は不安定なものであつた。しかしながら、肅王期の呉起による改革——国君への権力の集中——は権力を保持する大臣・公及び封君との対立を招くことになった。改革自体は呉起の死によつて完成を見ることはなかったが、肅王死後の混乱を契機とする政權の刷新によつて大臣・公及び封君には一応の権力の後退が見られ、それに代わつてより国君の恣意性の影響を受けやすい戦国世族が台頭することとなった。

彼らの出自は公室に連なるものの、公子のように国君に取つて代わるだけの正統性が希薄であり、それだけ国君としても自らの権力の安定のために彼らを用いやすかつたのであろう。第二期（戦国中期）に入ると、戦国世族が

最盛期を迎え中央にあつても政權の中樞を占めるようになったが、それと同時に包山楚簡に見えるように統治機構の整備も進められ、やがては世族をも中央の統治機構の中に取り込むこととなつた。しかし中期も懷王の治世の後半になると、楚国内の支配層の墮落が政治的な混乱を巻き起こし、戦国世族による政權運営では対応できなくなつていった。統治機構が官僚制的編成を欠く状態では、世族のもつ連続性に基づく以外に政權安定を維持することは不可能であつた。しかし、官僚制的な統治機構が整備されると世族もまた官職に規定される存在として組み込まれていったのである。懷王期は戦国世族が政權の要職を占める一方で、包山楚簡や鄂君啓節からは中央集權的な統治機構の存在を確認できる。

統治機構という観点に立てば、懷王期は過渡的な時期であつたといえよう。第三期（戦国後期）になると、秦の侵攻をうけて楚都である郢より東方へと遷都を余儀なくされ、楚の重心が東方へと移る過程において戦国世族は政治の表舞台から姿を消していくことになる。結果としてこの対外的混乱は楚において政權構造に变革を引き起こすことになり、楚において国君專權が完成するのである。考烈王期に令尹であつた春申君黄歇の存在は国君權力の強さを示すものであり、彼が広大な領域を封土として与えられたのはそれを可能にするだけの權力を国君が把握していたことを示すものとなる。

以上のことから、楚における政權を三期に区分することが可能となつたわけであるが、楚においては少なくとも第二期（戦国中期…宣王・頃襄王期）には既に国君專權への萌芽が見られていたことが明らかとなつた。これまで戦国楚のイメージは、『韓非子』問田篇等に見えるような六国を征服することに成功した秦との対比で語られるものであつた。今回の考察の結果、楚においても国君への權力の集中は一応認められるものであり、従来までの「楚吳起を用いずして削亂し、秦商君を行ひて富彊す」（『韓非子』問田篇）とあるように秦が中央集權体制に成功した一方で、

楚は失敗したとする認識とは異なる戦国楚のイメージを描くことが可能となろう。戦国史研究はその資料的制約によつて満足な研究成果は得られていないということは序言において述べたところであるが、今回のように六国それぞれの戦国史を比較検討することで、多角的見地による戦国史を構築することができるのである。

注

- ① 春秋楚の政治史については、齋藤（安倍）道子・谷口満・野間文史・山崎道治・吉本道雅氏の研究があり、春秋楚縣については齋藤（安倍）道子・平勢隆郎氏の研究が挙げられる。
- ② 中国社会科学院考古研究所『曾侯乙墓』（文物出版社 一九八九年）四六一～四六四頁。
- ③ 湖北省荆沙鐵路考古隊『包山楚簡』（文物出版社 一九九一年）三三〇～三三四頁。
- ④ 吉本道雅『中国先秦史の研究』（京都大学学術出版会 二〇〇五年）三二二～三七〇頁。
- ⑤ 『翌禱於邵王特牛饋之。翌禱文坪夜君・邵公子春・司馬子音・蔡公子蒙、各特豢・酒食。翌禱於夫人特豢。』（卜筮祭禱記録・簡二〇〇）。
- ⑥ 陳偉『包山楚簡初探』（武漢大学出版社 一九九六年）。
- ⑦ 『匚坪夜文君子良、樂、轅』（甲三・二四二）なお釈文は河南省文物考古研究所編著『新蔡葛陵楚墓』（大象出版社 二〇〇三年）附録一「新蔡葛陵楚墓出土竹簡釋文」に基づく。
- ⑧ 『史記』卷四十 楚世家に「將軍子常曰 太子珍少、且其母乃前太子建所當娶也。欲立令尹子西。子西、平王之庶弟也、有義。子西曰、國有常法、更立則亂、言之則致誅。乃立太子珍、是爲昭王。」からは、平王の死後の段階では太子珍（昭王）はまだ幼かったこと

がわかる。

⑨ 曾侯乙墓出土竹簡・簡六七「坪夜君之敗車」。

⑩ 平族の世族化については、前掲書『中国先秦史の研究』三五六～三五八頁。

⑪ 『史記』卷四十 楚世家「十年冬、吳王闔閭・伍子胥・伯嚭與唐・蔡俱伐楚、楚大敗、吳兵遂入郢、辱平王之墓、以伍子胥故也。吳兵之來、楚使子常以兵迎之、夾漢水陣。吳伐敗子常、子常亡奔鄭。楚兵走、吳乘勝逐之、五戰及郢。己卯、昭王出奔。庚辰、吳人入郢。」

⑫ 『春秋左氏傳』平公六年「四月己丑、吳太子終嬖敗楚舟師、獲潘子臣、小惟子、及大夫七人。楚國大惕、懼亡。子期又以陵師敗于繁揚。令尹子西喜曰、乃今可爲矣。於是乎遷郢於都、而改紀其政。以定楚國。」

⑬ 『春秋左氏傳』哀公六年「秋七月、楚子在城父、將救陳。卜戰不吉、卜退不吉。王曰、然則死也。再敗楚師、不如死。棄盟逃讎、亦不如死。死一也、其死讎乎。命公子申爲王、不可。則命公子結、亦不可。則命公子啓、五辭而後許。將戰、王有疾。庚寅、昭王攻大冥、卒于城父。子闔退曰、君王舍其子而讓。群臣敢忘君乎。從君之命、順也。立君之子、亦順也。二順不可失也。與子西、子期、謀潛師閉塗、逆越女之子章立之。而後還、是歲也。」

⑭ 『春秋左氏傳』哀公十六年「諸梁兼二事、國寧。乃使寧爲令尹、使寬爲司馬。而老於葉。」とあり、公子申の子である公孫寧と公子結の子である公孫寬がそれぞれ令尹・司馬に就任している。

⑮ 春秋世族である若敖氏による政權については、前掲書『中国先秦史の研究』三三一～三四四頁。

⑯ 包山楚簡・鄂君啓節には「大司馬邵陽敗晉師於襄陵之歲」とあり、これは『史記』卷四十 楚世家「(懷王)六年、楚使柱國昭陽將兵而攻魏、破之於襄陵、得八邑。」の大事紀年であることを意味する。

⑰ 前掲『中国先秦史の研究』三五二～三五八頁。

- ⑮ 惠王前期の要職就任者をみると、令尹職は公子甲（平王の子）・葉公子高・公孫寧（公子甲の子）と続き、司馬職には葉公子高・公孫寛（昭王の兄の子）・公孫寧となり、公孫の任用がみられるようになる。
- ⑯ 吉本道雅氏は、楚における世族は中原諸国の世族と異なり世族宗家系および宗主の一般成員に対する規制力が弱いものであったとしている。（『中国先秦史の研究』三三二～三四五頁。）
- ⑰ 懷王期には、昭・景・屈氏の他にも齊への救援軍を率い滑王を殺害した淖齒や包山楚簡の大事紀年「大司馬淖滑將楚邦之師徒以救郢之歲」に見える淖滑といった淖氏が存在を確認することができる。
- ⑱ 通説では、吳起が仕えた楚王は悼王（前四〇一～前三八一）とされているが、吉本道雅氏は『史記』六國年表の記述から吳起は悼王治世の段階ではまだ魏將であつたとして、吳起が仕えたのは次の肅王（前三八〇～前三七〇）であるとする（前掲書『中国先秦史の研究』四七〇頁 注一〇一）。
- ⑲ 『春秋左氏傳』僖公七年「初申侯、申出也。有龍於楚文王。」
- ⑳ 『春秋左氏傳』莊公十八年「文王即位、與巴人伐申、而驚其師。巴人叛楚、而伐那處、取之、遂門于楚。閭敖游涌而逸、楚子殺之。其族爲亂。冬、巴人因之以伐楚。」莊公十九年「春、楚子饒之、大敗於津、還、鬻拳弗納。遂伐黃、敗黃、師于蹇陵、還及湫、有疾。夏六月、庚申、卒。」
- ㉑ 齋藤（安倍）道子「楚の王権構造に関する一試論」（『東海大学文明研究所紀要』一〇 一九九〇年）。
- ㉒ 吳起の改革については、楊寛『戦国史』（上海人民出版社 一九五五年）一七六～一七九頁、張正明『楚史』（湖北教育出版社 一九九五年）二八一～二八九頁。
- ㉓ 『史記』卷六十五 孫子吳起列傳「及悼王死、宗室大臣作亂而攻吳起、吳起走之王戸而伏之。擊起之徒因射刺吳起、并中悼王。」
- ㉔ 『史記』卷四十 楚世家「楚大臣患之、乃相與謀曰、吾王在秦不得還、要以割地、而太子爲質於齊、齊、秦合謀、則楚無國矣。」

乃欲立懷王子在國者。昭睢曰、王與太子俱困於諸侯、而今又倍王命而立其庶子、不宜。(中略)齊王卒用其相計而歸楚太子。太子橫至、立爲王、是爲頃襄王。

②⑧ 『史記』卷六十五 孫子吳起列傳「故楚之貴戚盡欲害吳起。及悼王死、宗室大臣作亂而攻吳起、吳起走之王戶而伏之。」、『史記』范雎蔡澤列傳「吳起爲楚悼王立法、卑滅大臣之威重、罷無能、廢無用、損不急之官、塞私門之請。」、『韓非子』和氏は本文後揭。

②⑨ 包山楚簡における封君については、前掲書『包山楚簡初探』一〇四頁。

③⑩ 『史記』卷十五 六國年表「(頃襄王)二十一秦拔我郢、燒夷陵、王亡走陳。」、楚世家「楚襄王兵散、遂不復戰、東北保於陳城。」

③⑪ 『史記』卷十五 六國年表「(考烈王)十徙於鉅陽。」

③⑫ 『史記』卷十五 六國年表「(考烈王)二十二王東徙壽春、命曰郢。」、楚世家「二十二年、與諸侯共伐秦、不利而去。楚東徙都壽春、命曰郢。」

③⑬ 包山楚簡にみえる封君の封地の大きさについて陳偉は「縣レベルか、もしくはそれ以下が大半」であつたと指摘する(前掲書『包山楚簡初探』一〇六頁)。

③⑭ 『史記』卷七十八 春申君列傳「黃歇言之楚王曰、淮北地邊齊、其事急、請以爲郡便。因并獻淮北十二縣。請封於江東。考烈王許之。春申君因城故吳墟、以自爲都邑。」

③⑮ 『史記』卷七十八 春申君列傳「乃出李園女弟、謹舍而言之楚王。楚王召入幸之、遂生子男、立爲太子、以李園女弟爲王后。楚王貴李園、園用事。」

③⑯ 馬王堆漢墓より出土した戦國縦横家書には李園に関する説話がみられ、『戦國縦横家書馬王堆帛書』(朋友書店 朋友學術叢書 一九九三年)ではこの説話のとき李園が楚相の任に当たっていたとする。

③⑰ 対外的には、考烈王九年の「景陽救趙」(『史記』卷四十 楚世家)を最後にその名をみる事ができなくなる。

- ③⑧ 『史記』卷四十 楚世家「六年、楚使柱國昭陽將兵而攻魏、破之於襄陵、得八邑。」
- ③⑨ 『史記』卷四十 楚世家「十七年春、與秦戰丹陽、秦大敗我軍、斬甲士八萬、虜我大將軍屈匄、裨將軍逢侯丑等七十餘人、遂取漢中之郡。楚懷王大怒、乃悉國兵復襲秦、戰於藍田、大敗楚軍。韓、魏聞楚之困、乃南襲楚、至於鄧。楚聞、乃引兵歸。」
- ④① 『史記』卷四十 楚世家「二十五年、懷王入與秦昭王盟、約於黃棘。秦復與楚上庸。」
- ④② 『史記』卷四十 楚世家「懷王三十年」昭王詐令一將軍伏兵武關、號爲秦王。楚王至、則閉武關、遂與西至咸陽、朝章臺、如蕃臣、不與亢禮。」「頃襄王三年、懷王卒于秦、秦歸其喪于楚。楚人皆憐之、如悲親戚。諸侯由是不直秦。秦楚絕。」
- ④③ 『史記』卷四十 楚世家「(頃襄王)十五年、楚王與秦・三晉・燕共伐齊、取淮北。」
- ④④ 『史記』卷四十 楚世家「(頃襄王)二十一年、秦將白起遂拔我郢、燒先王墓夷陵。楚襄王兵散、遂不復戰、東北保於陳城。」
- ④⑤ 『荀子』議兵「然而兵殆於垂沙、唐蔑死。莊騶起、楚分而爲三四、是豈無堅甲利兵也哉。」「呂氏春秋」介立「鄭人之下衛也、莊騶之暴郢也、秦人之圍長平也、韓・荆・趙、此三国者之將帥貴人皆多驕矣、」とあり、支配層の墮落と国内の混乱の様子を伝える。
- ④⑥ 『淮南子』卷九 主術訓「頃襄好色、不使風議、而民多昏乱、其積至昭奇之難。」
- ④⑦ 前掲書『戦国史』二〇九～二四頁。

〔付記〕 本稿は、二〇〇六年度修士論文の一部を、大幅に加筆・修正したものであり、執筆に際しては鷹取祐司先生に御指導頂いた。改めて謝意を記したい。

(本学大学院文学研究科博士後期課程一回生)

戦国昭・景・屈対応表

王 名	昭 氏	景 氏	屈 氏
平 王 (前 528～前 516)			
昭 王 (前 515～前 490)			
惠 王 (前 489～前 432)			○屈 固 (史記 卷四十 楚世家)
簡 王 (前 431～前 408)			
聲 王 (前 407～前 402)			
悼 王 (前 401～前 381)			
肅 王 (前 380～前 370)			
宣 王 (前 369～前 340)	○昭 奚 恤<令尹> (戰國策 卷十四 楚一)	○景 舍 (戰國策 卷十四 楚一)	
威 王 (前 339～前 329)	○昭 釐 (呂氏春秋 卷十六 去宥篇)		○屈 宜 臼 (史記 卷十五 六國年表 卷四十五 韓世家)
懷 王 (前 328～前 299)	○昭 陽 <大司馬・令尹> (戰國策 卷三 秦一 卷八 齊一 卷九 齊二 卷十四 楚一 卷十六 楚三 卷二十七 韓二) ○昭 雎 (戰國策 卷十四 楚一) ○昭 魚<令尹> (戰國策 卷一 東周 卷十七 楚四 卷二十三 魏二)	○景 翠<柱國> (戰國策 卷一 東周) ○景 缺<楚將> (史記 卷四十 楚世家) ○景 鯉 (戰國策 卷六 秦四) ○競 慶 <郢左司馬> (包山楚簡) ○景 丁<宮司馬> (包山楚簡) ○競 紳 <鄒陽司馬> (包山楚簡)	○屈 盞<楚將> (史記 卷五 秦本紀 卷十五 六國年表 卷四十 楚世家) ○屈 原 <左徒・三閭大夫> (史記 卷八十四 屈原 賈生列傳) ○屈 署 (戰國策 卷十六 楚四) ○屈 易<大莫敖> (包山楚簡) ○屈 適<大敳尹> (包山楚簡)

壤 王 (前 328～前 299)	卷二十六 韓一 卷二十七 韓二) ○昭 翦<司馬> (戰國策 卷一 東周) ○昭 應 (戰國策 卷一 東周) ○邵 屹<左尹> (包山楚簡) ○昭 鼠<宛縣令> (戰國策 卷十五 楚二) ○邵 步<鄧莫敖> (包山楚簡)	○競 將<兩連敖> (包山楚簡) ○競 軍<湯公> (包山楚簡)	○屈 棼 <恆思少司馬> (包山楚簡) ○屈 惕<郢攻尹> (包山楚簡)
頃 襄 王 (前 298～前 263)	○昭 常<大司馬> (戰國策 卷十五 楚二) ○昭 魚 ○昭 蓋 (戰國策 卷十七 楚四) ○昭 奇 (淮南子 卷九 主術訓)	○景 鯉 ○景 差 (史記 卷八十四 屈原賈生列傳)	○屈 原 ○屈 署
考 烈 王 (前 262～前 238)		○景 陽 (戰國策 卷三十一 燕三 史記 卷十五 六國年表 卷四十 楚世家) ○景 伯<柱國> (史記 卷十五 六國年表)	
幽 王 (前 237～前 228)			
王 負 芻 (前 227～前 223)			